

産業統計部会の審議状況について（報告）

第1回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成19年11月22日（木）10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第二庁舎6階 特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、西郷専門委員、椿専門員、長屋専門員、三木専門員、山下専門員、審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、静岡県、千葉県）、中島内閣府統計委員会担当室長、農林水産省（木村センサス統計室長他）、會田統計審査官他
- 4 議 題 平成20年に実施される漁業センサスの計画について

5 概 要

- (1) 部会長、委員、専門委員の挨拶に引き続き、美添委員が部会長代理に指名された。
- (2) 諮問第2号「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」の趣旨、今後の検討スケジュール、調査の計画及び試行調査の結果状況についての説明の後、部会長から計画内容等に関する論点（案）が示され、個別の論点に沿って審議が行われた。以下の論点について審議し、ほぼ妥当であると了承された。

ア 官公庁・学校・試験場の除外について

- ・ 漁業センサスは、漁業に係る産業統計としての性格を強めることから、営利を目的としていない官公庁・学校・試験場は調査対象から除外する。
ただし、調査捕鯨の実施主体が、これらの機関でないのかどうか確認する。
- ・ これからの漁業を考える上で、試験研究が大変重要であるが、その取り組みについては、各試験場の水産に関する試験研究の概況等で、魚種別、規模等が把握可能である。
各試験場の試験研究の公表物等について、どのような情報が提供されているのか確認する。
- ・ 官公庁、学校についても、試験研究の公表物等を確認し、試験場に関する情報と併せて、公表するなどの方向で検討されたい。

イ 「漁業従事者世帯調査」の廃止について

- ・ 調査の準備段階において、雇用者の名前・住所等を把握することが困難となったため、漁業従事者世帯調査を廃止し、漁業経営体調査において、今までの漁業従事者世帯調査で把握していた男女別年齢階層別の人数を引き続き把握するので妥当であるとして了承された。

ウ 複数の漁業経営体による自主的な漁業管理の集まりの除外について

- ・ 漁業管理組織については、ほとんどの漁業協同組合において取り組まれており、漁業協同組合以外の組織は除外して差し支えない。
- ・ 現在の組織（船主会等）は、自主的な漁業管理を行いながら、経営に関する勉強会、経営面からの協業化の検討等を行っているものも見受けられるが、調査対象として実体を把握することが困難であり、調査対象の明確化の観点から、除外することは妥当であると判断したい。

エ 調査項目を漁業の生産条件を捉える項目に限定することについて

- ・ 現行の漁業センサスで定義している経営体が経営のひとつのベースになっているのか、あるいは共同体、コミュニティー、集落などがひとつのベースになっているのか、経営的な観点から、どのように漁業を捉えたらよいのか大きな問題である。
- ・ 共同体、コミュニティー、集落などは、これまで漁業を支えてきたし、今後、漁業を発展させる上で、重要な組織的な役割を果たすと考えられる。資源管理、漁獲管理のほかに、次世代の担い手を支える取り組み、後継者を育てるコミュニティーの土壌、今後の漁業を支える取り組み等について、別途、標本調査で把握する必要はないか検討されたい。

6 次回予定

次回予定は12月21日（金）10時から総務省第2庁舎（若松町）3階会議室で開催されることとされた。